

3 「 家庭と同様の環境における養育の推進 」

（目指す方向性）

- 里親制度の普及と登録家庭数の拡大、社会的養護を必要とする児童の里親等への委託を促進します。
- 里親の養育を支えるための、里親に対する支援を充実します。
- 特別養子縁組に関する取組を推進します。

現状・これまでの取組

1 里親制度の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進

- 里親制度の認知度の向上を図るため、ウェブサイトの運営等の広域的な広報や、フォスタリング機関による地域でのイベント参加や住民向け広報の実施、里親体験発表会の開催、学校や医療機関への出前講座等の取組を実施しています。
- フォスタリング機関に区市町村連携コーディネーターを配置し、区市町村と連携した里親の新規開拓及び普及啓発等に関する取組を実施しています。
- 都における、代替養育を必要とする児童全体に占める里親、ファミリーホームへの委託率（里親等委託率）は、17.5%（令和5年度末）となっています。養育家庭の登録数及び里親等委託率は増加傾向にありますが、計画の目標値からは若干下回っている状況にあります。
- 養子縁組里親³は、登録家庭数に対して養子縁組の候補となる児童が少ないことなどから、マッチングに至らない家庭が多く存在しています。マッチングを待っている養子縁組里親は、研修により一定の知識・スキルを習得しており、また養子縁組にはこだわらず、児童を長期的に養育することを希望する家庭もあることから、養子縁組里親に対して養育家庭⁴としての委託ができるよう、養子縁組里親と養育家庭の両方に里親として登録をする、二重登録の運用を開始しました。

³ 要保護児童を、養子縁組を目的として養育する里親として、登録された家庭

⁴ 要保護児童を、養子縁組を目的とせず、一定期間養育する里親として、登録された家庭

2 里親に対する支援

- 里親のリクルートや里親に対する研修、委託中の養育への支援並びに里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を行うフォスタリング機関事業を、令和 2 年度から開始しました。令和 6 年度中には、東京都の所管する全域において、フォスタリング機関を導入する予定です。
- 令和 6 年 4 月に施行された改正児童福祉法において、里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等を行う「里親支援センター」が、「児童福祉施設」として位置づけられました。
- 里親が抱える課題への対応力向上を目的とした里親フォローアップ研修や、未委託家庭を対象とした里親スキルアップ研修等の研修機会の提供、未委託家庭に対する家庭訪問の実施など、里親のスキルアップに向けた取組を実施しています。
- 児童の処遇等に関して、チーム養育の中で調整ができないケースについて、児童の利益を守り、権利擁護を図る観点から、第三者の立場で意見を聴取し、調整を行う里親養育専門相談事業（里親子のサポートネット）を、令和 3 年度から実施しています。
- 一方で、ケアニーズの高い児童の増加、児童の特性への対応の困難さなどから、委託後に不調となるケースが存在しています。

3 特別養子縁組に関する取組の推進

- 民法等の改正により、令和 2 年度から、特別養子縁組の養子候補者の上限年齢が 6 歳未満から 15 歳未満に引き上げられるとともに、特別養子縁組成立の審判について、二段階手続が導入されました。
- 家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、特別養子縁組が最善と判断した場合に、できるだけ早期に委託に結びつけることを目的とした、新生児委託推進事業を実施しています。
- 養子縁組成立後の里親を対象とした、児童の生い立ちの整理のための、個別支援プログラム事業を、令和 4 年度から実施しています。

課題と取組の方向性

＜課題１＞里親の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進

- 乳幼児や高齢児等、様々なニーズに適うマッチングが可能となるよう、多様な里親の登録が必要です。
- 里親登録数の拡大には、里親制度の社会的な理解の促進や、認知度の更なる向上が必要です。
- 施設に措置をされている児童の中には、里親への委託が望ましい児童もいることから、パーマネンシー保障の考えのもと、児童の成長や背景に合わせた、措置先の検討を行うことが必要です。
- 実親の同意取得が困難であることを理由に委託に至らないケースが存在することから、実親に対し里親制度への理解を促すための取組が必要です。

（取組１－１）効果的なリクルート方法の検討

- 里親委託児童は年齢や委託期間等、様々なニーズがあることを周知するとともに、多様な里親の登録に繋がる効果的なリクルート方法を検討します。

（取組１－２）里親制度の普及啓発

- 民間企業に対する説明会の実施等、対象を明確にした効果的な広報を実施します。

（取組１－３）里親のリクルートに係る区市町村との連携強化

- フォスタリング機関事業の都内全域での実施により、区市町村と連携をした地域に根差したリクルート活動の強化に取り組みます。

（取組１－４）里親委託促進に向けた取組

- 児童相談所における専門職の計画的な増員と、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障を徹底するマネジメント体制を強化します。
- 各児童相談所における里親等委託率や課題を定期的に共有し、進捗状況の確認を徹底します。
- 実親の里親制度への理解を促し、委託を促進するため、実親への説明や委託中の交流を支援する仕組みを検討します。
- 里親の登録数の増加に向け、更新期間を２年から５年に変更します。更新期間の見直しに伴い、里親それぞれの状況に合わせた研修の受講を推奨するなど研修の充実を図り、里親の資質を確保していきます。

＜課題２＞里親に対する支援

- ケアニーズが高く対応が困難な児童への対応等、里親家庭の抱える養育の不安や悩み等に対して、里親の養育力向上に資する取組の実施とともに、気軽に相談ができる体制の構築など、里親に寄り添った支援が必要です。
- 里親の子育てを支えるために、地域や企業の理解を促進し、育てやすく働きやすい環境の醸成が必要です。
- 委託後の不調を未然に防ぐため、マッチングからの丁寧なアセスメントの実施や、里親の負担に対する支援、里親自身の養育力の向上が必要です。

（取組２－１）包括的、一貫した里親支援体制の構築

- フォスタリング機関事業を着実に実施するとともに、実績の評価を行い、里親支援センターへの移行に向けて、里親への支援の充実のために必要な機能等について検討します。
- レスパイト機能の強化や、ショートステイなどの地域事業の活用による、予防的視点の支援を強化します。

（取組２－２）理解の醸成と、里親を支える体制の強化

- 関係機関の連携により里親を支援する体制（チーム養育）の強化を図ります。
- 民間企業に対する説明会の実施等、対象を明確にした効果的な広報を実施します。（再掲）

（取組２－３）里親の養育力向上に資する取り組みの強化

- ケアニーズの高い児童の養育に資する研修や、養育家庭の経験に合わせた支援の実施等により、里親の養育力向上に向けた取組を強化します。

＜課題３＞特別養子縁組に関する取組の推進

- 養子縁組里親の登録数は増加傾向にありますが、養子縁組候補となる児童が少なく、マッチングに至らない家庭が多く存在します。
- 児童の心身の成長や発達にとって、特定の大人との愛着形成が重要であり、実親の養育が望めない場合にはなるべく早期の委託が望ましいものの、アセスメントやマッチング・交流に時間を要することがあります。
- 養子縁組成立後の養子、養親、実親への支援について十分なノウハウが蓄積されていない状況があります。

（取組３－１）特別養子縁組委託候補児童の検討

- 実親による養育が望めず、他に養育できる親族等がない児童については、特別養子縁組を検討します。
- 児童相談所長による特別養子適格の確認の申立等について、積極的に検討します。

（取組３－２）早期の委託に向けた支援体制の強化

- 乳児院や民間あっせん機関等の関係機関との連携を強化し、養親希望者と養子候補者となる児童の交流、マッチングが円滑に行われる体制を整備します。
- 特に、新生児が養子候補者となった場合については、できる限り新生児のうちに養子縁組里親への委託を進められるよう、体制を強化します。

（取組３－３）縁組成立後の支援の検討

- 養子縁組里親に対して縁組成立後も継続した支援を行い、児童の家庭を取り巻く個々の状況に応じた児童の生い立ちの整理のための個別支援プログラムを実施します。
- 養子の出自を知る権利を保障し、出自を知る権利に関する支援を望む者への支援方針等の検討を行います。

評価指標			
取組	指標名	現状	目標値
共通	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率	【里親等委託率】 3歳未満 14.4% 3歳～就学前 23.7% 学童以降 16.9% 合計 17.5% （令和5年度）	【里親等委託率】 3歳未満 50.5% 3～就学前 50.5% 学童以降 33.6% 合計 37.4%
共通	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の登録率 ⁵ 、稼働率	【登録率】 42.5% 【稼働率】 41.3% （令和5年度）	【登録率】 74.6% 【稼働率】 50.0%
共通	養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数	養育里親 801 家庭 専門里親 19 家庭 養子縁組 448 家庭 （令和5年度）	養育里親 1,669 家庭 専門里親 40 家庭 養子縁組 933 家庭
共通	ファミリーホーム数	30 ホーム （令和5年度）	40 ホーム （定員 240 人）
共通	里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	年 6 回 （令和5年度）	年 6 回で継続
共通	養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの委託里親数、委託児童数	【養育里親】 ・委託里親数 383 家庭 ・委託児童数 446 人 【専門里親】 ・委託里親数 5 家庭 ・委託児童数 5 人 【養子縁組里親】 ・委託里親数 49 家庭 ・委託児童数 51 人 （令和5年度）	増やす

⁵ 登録率

$$\frac{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設の入所児童数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}$$

共通	新規ファミリーホーム数、委託児童数	新規 2ホーム (令和5年度) 委託児童数 120人 (令和5年度)	増やす
共通	里親登録(認定)に対する委託里親の割合	38.0% (令和5年度)	増やす
取組2-1	里親支援センターの設置数	—	フォスタリング機関の実施状況を評価の上で検討
取組2-1	民間フォスタリング機関の設置数	8児童相談所 (令和7年1月)	都児相管轄内すべてに設置
取組2-1	児童相談所における里親等支援体制の整備	フォスタリング機関事業の実施8か所 (令和7年1月)	都内全域
取組2-2	基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数	96回 延べ1,014人 (都実施分) (令和5年度)	増やす
取組3-1	児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	36件 (令和5年度)	必要に応じた対応の着実な実施
取組3-2	民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	0件 (都児相所管分) (令和5年度)	—
取組3-1	親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数	2件 (都児相所管分) (令和5年度)	申立の積極的な検討と、必要に応じた対応の着実な実施
取組3-2	里親支援センターやフォスタリング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備	フォスタリング機関8か所 (令和7年1月) 民間あっせん機関(都内)5機関 (令和6年度)	連携強化

主な施策

・養育家庭等

里親委託期間中の児童にかかる経費について、児童福祉法に基づき、措置費を支弁します。

・【拡充】養育家庭（措置費の拡充（認証保育所等費））

里親委託児童の保育所入所及び学童クラブの利用に係る経費について、措置費を支弁することにより、共働き家庭への支援を強化し、更なる里親制度の普及促進、積極的活用及び里親委託率の促進を図ります。

・【拡充】広報・啓発事業

都の里親制度について広く周知し、登録家庭数の拡大や制度理解の促進等を図ることにより、里親等委託率の向上を図ります。

・里親養育力向上総合プログラム

里親の養育力向上のためのフォローアップ研修及び縁組成立後の支援等を実施します。

・養育家庭制度

養育に係る負担を軽減するためのレスパイト・ケア⁶の提供を行うほか、措置解除となった元里子に対し、養育家庭等を通じて居住費を支援する等、養育家庭等に対する支援活動を行い児童の処遇向上を図ります。

・里親委託交流経費補助事業

交流中の養育家庭、養子縁組里親及びファミリーホーム（法人型を除く）の負担を軽減するために、里親が委託候補児童と交流を行った場合に補助を行います。

・【拡充】フォスティング機関（里親養育包括支援機関）事業

里親への委託をより一層推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親に対する研修、児童と里親のマッチング、児童の里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施します。

・【拡充】新生児委託推進事業

家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、特別養子縁組が最善と判断した場合に、できる限り早期に里親子を結びつけられるよう、養子縁組里親の養育力向上のための研修実施や新生児と養子縁組里親の交流支援等を行い、新生児委託を推進します。

⁶ 委託児童を養育している里親及びファミリーホーム養育者の、一時的な休息のための援助

・【拡充】乳児院の家庭養育推進事業

乳児院に治療的・専門的ケアが実施できる養育体制を整備することにより、被虐待児、病虚弱児、障害児等の支援を充実させるとともに、保護者等に対する育児相談等の支援体制を強化し、入所児童の家庭復帰や里親委託を促進します。